Щ

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課)………………………四

三四

に改正する。

救急病院の認定(医療政策課)…………………………………………………………………………………………四

(環境政策課) ………三

瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要

(社会教育・文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則の一部を改正する規則 山口県文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則(社会教育・文化財課)…………三

П

○規則

目

次

毎週火・金曜日発行

年 3月29日 (火曜日)

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示の一部改正…………一七

七

令和 4

火薬取締法第四十三条第四項の身分を示す証票の様式に関する告示の一部改正……………一七

山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県知事

村 岡 嗣 政

山口県規則第二十四号

山口県吏員恩給条例施行規則の一部を改正する規則

山口県吏員恩給条例施行規則 (昭和三十二年山口県規則第四十号)の一部を次のよう

第二十条の二第二項中「十八歳以上」を「重度障害の状態にして生活資料を得るみち

がない成年の子」に改め、 第二十二条の二第二項中「十八歳以上」を「重度障害の状態にして生活資料を得るみ 同項ただし書を削る。

ちがない成年の子」に改める。 は」を「及び」に、 第二十二条の三第一項第一号中「(加算の原因となるべき子が十八歳以上の場合)又 「若しくは」を「又は」に、「二十歳以上」を「重度障害の状態に

第三十二条第一項に次のただし書を加える。

して生活資料を得るみちがない成年の子」に改める。

は、同号に掲げる書類を添付することを要しない。 ただし、第一号に掲げる書類の内容が第二号に掲げる書類の内容と重複する場合に

第三十二条第一項第二号を次のように改める。

る戸籍謄本又は不動産登記規則 死亡した恩給権者が死亡した当時の請求者の身分関係を明らかにすることができ (平成十七年法務省令第十八号)第二百四十七条第

○漁管委告示 漁業法第百二十条第一項及び第百七十一条第四項の規定による指示……………………一八

○公安委告示 ○公安委規則 公公告 金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………………………一六 の届出(建築指導課)…………………………………………………………………………………指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更 公共測量の実施の終了(監理課)……………………………………………………………………………………一六 基本測量の実施(監理課) 県営奈古地区農地中間管理機構関連農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課)……………一五 第二種漁港の指定の内容の変更(漁港漁場整備課)………………………………………………………………………………四 二六 :: 九 七

第四十九条の二中「平成の偶数年における九月」を「知事が定める期日まで」に改め

五項の規定により交付を受けた同条第一項に規定する法定相続情報一覧図の写し

九条の二の改正規定は、公布の日から施行する。 この規則は、 令和四年四月一日から施行する。ただし、第三十二条第一項及び第四十

する規則をここに公布する。 公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正

令和四年三月二十九日

Ш 口県知事 村 圌 嗣

政

Ŧ.

山口県規則第二十五号

改正する規則 公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を

山口県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。 公立大学法人山口県立大学の業務運営並びに財務及び会計に関する規則 (平成十八年

口

第 一条中「まで」の下に「、第三十五条第一項」を加える。

第二十六条を第二十七条とし、第二十五条を第二十六条とする。

山

三条第三項第一号」を「第二十八条第三項第一号」に改め、同条を第二十五条とし、 十九条から第二十三条までを一条ずつ繰り下げる。 第二十四条第一項中「第二十一条」を「第二十六条」に改め、同項第二号中 第二十 第

次に次の一条を加える。 第十八条第一項中「第一章第十一節第八十五」を「第一章第十一節第八十七」に改 同条を第十九条とし、第十二条から第十七条までを一条ずつ繰り下げ、第十一条の

(会計監査報告の記載事項

第十二条 法第三十五条第一項の会計監査報告には、 ならない。 次に掲げる事項を記載しなければ

- 会計監査人の監査の方法及びその内容
- において同じ。)が法人の財政状態、運営状況、 財務諸表(利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項 キャッシュ・フローの状況等を全

次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項 ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、 営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示して の他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、 いると認められる旨 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準そ 運

- 重要な点において適正に表示していると認められる旨及び除外事項 に準拠して、法人の財政状態、 除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を 運営状況、キャッシュ・フローの状況等を全ての
- 前号の意見がないときは、その旨及びその理由 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由
- 追記情報

 \equiv

前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類 (会計に関する部分に限る。) 及び決算報告書に関して必要な報告 事業報告

- 会計監査報告を作成した日
- 2 があるものをいう。 の判断に関して説明を付する必要があるもの又は財務諸表の内容のうち強調する必要 前項第四号の「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人
- 正当な理由による会計方針の変更
- 重要な偶発事象
- 重要な後発事象

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

山口県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

山口県知事 村 圌 嗣 政

山口県規則第二十六号

山口県予算規則の一部を改正する規則

山口県予算規則 (昭和三十九年山口県規則第五十五号)の一部を次のように改正す

る。

口

び」を加える。 第十四条第二項中「、財政課長に合議の上」を削り、 「旨を」の下に「財政課長及

第十五条第一項中「財政課長に合議の上、」を削る。

別記第一号様式から別記第五号様式までの規定中「田水融

無洒路 B 列 4 」を「田水融

※ 満路 A 列 4 」に改める。

この規則は、 令和四年四月一日から施行する。

山口県文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

口県知事 村 岡 嗣 政

山

山口県規則第二十七号

山口県文化財保護事業補助金交付規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 Ш 口県文化財保護事業補助金交付規則 (昭和四十年山口県規則第五十三号) の一部を

一条中「第四十七条」を削る。

号)第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体にあつては、 第十四条中「教育委員会」の下に「(文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四 市町長)」を加え

附 則

山

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則の一部を改正する規則をここに公布

令和四年三月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣

政

山口県規則第二十八号

文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 文化財の出品又は公開の費用等負担に関する規則(昭和四十年山口県規則第五十四

第一条中「第四十七条」を削る。

改め、同条第三号中「教育委員会」を「知事」に改める。 第二条第二号中「山口県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「知事」に

第三条第二号中「教育委員会」を「知事」に改める。

号)第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体にあつては、 第十五条中「教育委員会」の下に「(文化財保護法 (昭和二十五年法律第二百十四 市町長)」を加え

附 則

この規則は、 令和四年四月一日から施行する。



山口県告示第八十八号

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示す 瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基

の縦覧に供する。 日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆 づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和四年三月二十九日から同年四月十八 当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基

令和四年三月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

- 申請者の氏名又は名称及び住所
- 氏名又は名称 太平洋マテリアル株式会社 東京都北区田端六丁目 二番 一号
- \equiv 工場又は事業場の名称及び所在地
- 名称 太平洋マテリアル株式会社小野田工場
- 所在地
- 特定施設の種類 山陽小野田市大字小野田六二七六番地

 \equiv

- 機化学工業製品製造業の用に供する湿式集じん施設 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無
- 兀 変更しようとする事項の内容

山口県告示第九十号

関する告示(昭和六十三年山口県告示第五百二十号)の一部を次のように改正する。

山口県知事

村 岡 嗣 政 令和四年三月二十九日

児童福祉法の規定により徴収する費用の額及び納入義務者に対して支払を命ずる額に

口

Щ

排出水の汚染状態の値及び排出水の量 排出水の量を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

中央病院医療法人社団陽光会光	令 和	り、次の病院を救急病院とし救急病院等を定める省令	山口県告示第八十九号		No.			. 6		. 5 非		排	
社 団 陽	令和四年三月二十九日	病院を	示第	ı	 	(7.	k	ス	k		水	
光会称	月二十	救急症	八十]]		口	
	九日		九 号		変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前		項目	
島田二十		次の病院を救急病院として認定した。急病院等を定める省令(昭和三十九			七.八	1	ı	七.八	1	七.八	通常	水素イ	HE
光市島田二丁目二二番一六号		して認定した。(昭和三十九年厚生省令第八号)			八 八 . ·			八 八 五 一 八 八		八 八 五 一 / 八	最	(水素指数)ポイオン濃度	排
一六号	山	生省令な			一~八			一~八		一~八			出
地	口県知事							五.			常最	化学的酸素要求量	水
令和七、認定が効	村	第一条第						五.		=	大通		0)
令和七、 三、三、三二 三、三十 三、三十 三、三十 三、三十 三、三十 三、三十 三	岡嗣	第一条第一項の規定によ			五五	-		三五	-	三五	常	浮遊物	汚
三、三一	政	定によ			三五	I		三五	I	三五	最大	mg /質 ℓ 量	染
A	がある届出	油口!		別	検出せず	ı	ı	検出せず	1	検出せず	最大	(mg鉱油類 ℓ)	
令和四年三月	があったと認めた	漁船損害等補償法(昭和1日十一号)		別表第一の備考							通	窒	状
		補償法			四					四	常最	mg	態
一十九日	果、次の	(昭和] 一号		2 (2) を削り、	四	1			1	四	大	€ 素	0
	加入区	一十七年			_	ı	ı	0	1		通常		
	につい	-法律		考 2							最	が mg	値
	て、	- +		を同歴				0 :			大	ℓ	
山口県知事	。 結果、次の加入区について、同法第百十二条第一項の規定による同意	法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定によ十一号		同備考2⑴を同備考2とする。	六六五	ı	ı	五	ı	六八〇	通常	排出水の一日当たりの量(m)	# 13
村	*第一項	条の二			71.			71.			最	当たりの	
岡嗣	の規定によ	第二項の規			六六五			五	1_	六八〇	大	m m	33
政	5る同意	定によ											

山口県告示第九十二号

下関市西部加入区

種漁港の指定の内容を次のとおり変更する。 漁港漁場整備法(昭和二十五年法律第百三十七号)第六条第五項の規定により、

2

県

令和四年三月二十九日

変更の内容 上関漁港 漁港の名称

区域を次のとおりとする。

1 本港・福浦地区

区域を除く。) 次のアの点からオの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域 (島の

イの点 アの点 北緯三三度五○分三六・一八二六秒東経一三二度○六分○七・五三三五 結んだ線並びに水際線により囲まれた区域並びに水域から除かれた島の区域 次の工の点からツの点までを順次結んだ線、ツの点、アの点及びイの点を順次 北緯三三度五○分四四・○九七七秒東経一三二度○六分一七・二三○○

ウの点 エの点 北緯三三度五○分一七・九二八二秒東経一三二度○六分三五・一四四六 北緯三三度四九分五二・一四二二秒東経一三二度〇六分五九・六七七二

オの点 北緯三三度四九分五○・九三二九秒東経一三二度○六分五九・九九七五

Щ

口

キの点 カの点 北緯三三度四九分四九・九○一七秒東経一三二度○六分四五・一八九九 北緯三三度四九分五二・一二五五秒東経一三二度○六分四○・○七三三

クの点 北緯三三度五○分○三・○九○七秒東経一三二度○六分三五・二九八七

ケの点 北緯三三度五○分○七・五五五七秒東経一三二度○六分三六・二四三二

コの点 北緯三三度五○分一三・七○三六秒東経一三二度○六分二九・三七五八

サの点 北緯三三度五○分一○・五一六三秒東経一三二度○六分二六・○一八四

山口県知事

村 岡 嗣 政

シの点 北緯三三度五〇分〇七・一八八一秒東経一三二度〇六分二六・八九三二

スの点 北緯三三度五○分○三・六五四三秒東経一三二度○六分二四・一二○二

セの点 北緯三三度五○分○二・八七三九秒東経一三二度○六分二二・○七一○

ソの点 北緯三三度五○分○三・四八五一秒東経一三二度○六分一七・四五九七

タの点 北緯三三度五○分○九・六七七○秒東経一三二度○六分一二・三一五○

チの点 北緯三三度五○分一八・二四八八秒東経一三二度○六分一二・三八五五

ツの点 北緯三二度五〇分二七・一五八五秒東経一三二度〇六分一三・〇三二五

戸津・中ノ浦地区

 (\square)

1 水域

2

次のアの点からウの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

結んだ線並びに水際線により囲まれた区域 次のイの点から二の点までを順次結んだ線、二の点、アの点及びイの点を順次

アの点 北緯三三度五一分○三・一八五九秒東経一三二度○四分三八・三二五○

イの点 北緯三三度五○分五二・八二八五秒東経一三二度○五分五二・八九五五

エの点 ウの点 北緯三三度五○分三五・五三七七秒東経一三二度○五分五三・一○三三 北緯三三度五○分三三・九七一三秒東経一三二度○五分五一・四四六六

オの点 北緯三三度五○分三六・○○五八秒東経一三二度○五分四二・九三二六

カの点 北緯三三度五〇分三九・一八一一秒東経一三二度〇五分三六・六五七七

キの点 北緯三三度五○分四三・一六七五秒東経一三二度○五分三二・一○八三 山

口

(定期)

ケの点 北緯三三度五○分五三・○二七三秒東経一三二度○五分三一・一六九八 クの点

北緯三三度五○分四七・五七七四秒東経一三二度○五分三三・六一一七

コの点 北緯三三度五○分五二・四○九三秒東経一三二度○五分二七・三四二三

サの点 北緯三三度五○分四一・○三五一秒東経一三二度○五分一七・八三二五

シの点 北緯三三度五○分四○・○八○八秒東経一三二度○五分一三・九五○九

スの点 北緯三三度五○分四一・○八九一秒東経一三二度○五分○九・二五三五

セの点 北緯三三度五○分三九・一一○七秒東経一三二度○五分○四・一一六

ソの点

県

北緯三三度五○分三九・三○九五秒東経一三二度○五分○二・四八五四

タの点 北緯三三度五○分四○・三五七六秒東経一三二度○四分五八・九八七二

ツの点 チの点 北緯三三度五○分四四・一九四四秒東経一三二度○四分五四・七七九八 北緯三三度五○分四一・四九一一秒東経一三二度○四分五九・七四八五

テの点 北緯三三度五〇分五五 ·四一一五秒東経一三二度〇四分三九·八七三六

ナの点 トの点 北緯三三度五〇分五四 北緯三三度五○分五八・八三二九秒東経一三二度○四分三五・三四四 ·七八五〇秒東経一三二度〇四分三八·五四三三

ニの点 北緯三三度五一分〇二・一三三五秒東経一三二度〇四分三六・四二〇五

白井田地区

 $(\underline{\overline{}})$ 1 水域

次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

2

結んだ線並びに水際線により囲まれた区域 次のウの点からクの点までを順次結んだ線、 クの点、 アの点及びイの点を順次

アの点 北緯三三度四九分二○・二五九九秒東経一三二度○四分○三・六七九四

イの点 北緯三三度四九分二四・五三一八秒東経一三二度○四分○二・○五四

ウの点 北緯三三度四九分二七・八四二一秒東経一三二度○四分一五・八一一八

エの点 北緯三三度四九分一九・六九七六秒東経一三二度〇四分一九・一三五七

オの点 北緯三三度四九分一五・五九四八秒東経一三二度○四分一二・○八九○

カの点 北緯三三度四九分一四・九七一三秒東経一三二度○四分○七・九六六八

キの点 北緯三三度四九分一六・二五五九秒東経一三二度○四分○四 ・七四八三

クの点 北緯三三度四九分一九・○○一八秒東経一三二度○四分○五・二七六三

1 四代地区

2

陸域

(四)

次のアの点からウの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

結んだ線並びに水際線により囲まれた区域 次のイの点からキの点までを順次結んだ線、 キの点、 アの点及びイの点を順次

アの点 北緯三三度四七分三九・○四二七秒東経一三二度○三分二一・二四七一

イの点 北緯三三度四七分三九・五二五二秒東経一三二度○三分二七・二一○九

ウの点 北緯三三度四七分二八・三九五○秒東経一三二度○三分二五・五八○七

エの点 北緯三三度四七分二八・九○○九秒東経一三二度○三分二○・二九五五

オの点 北緯三三度四七分三二・一四四九秒東経一三二度〇三分一九・一七六九

県

キの点

カの点

(<u>FL</u>)

1 蒲井地区 水域

2 次のアの点からウの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区

結んだ線並びに水際線により囲まれた区域 次のイの点からケの点までを順次結んだ線、 ケの点、 アの点及びイの点を順次

アの点 北緯三三度四八分五八・六四六九秒東経一三二度○四分四九・○七二八

イの点 北緯三三度四八分四八・四四二七秒東経一三二度○四分五○・九五六三

ウの点 北緯三三度四八分四一・一三一○秒東経一三二度○四分三二・一○三三

エの点 北緯三三度四八分四三・八四六四秒東経一三二度○四分二八・三七二四

オの点 北緯三三度四八分四六・七○九二秒東経一三二度○四分二八・一五五七

カの点 北緯三三度四八分四八・○三二九秒東経一三二度○四分二八・四二二九

山

口

キの点 北緯三三度四八分五○・七八七二秒東経一三二度○四分三○・九三七七

クの点 北緯三三度四八分五五 ·八七五二秒東経一三二度〇四分四〇·七九五四

ケの点 北緯三三度四八分五七・四二七五秒東経一三二度○四分四四・八八六五

(六) 沖ノ浜地区

1 水域 次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

(島の

区域を除く。

2

北緯三三度四七分三六・○五七一秒東経一三二度○三分一八・七六一八 結んだ線並びに水際線により囲まれた区域並びに水域から除かれた島の区域

アの点 北緯三三度四九分四三・四三三三秒東経一三二度○六分三四・六三九八

次のウの点からキの点までを順次結んだ線、キの点、アの点及びイの点を順次

北緯三三度四七分三八・八四八四秒東経一三二度○三分一九・六五三七

イの点 北緯三三度四九分三二・八五三九秒東経一三二度○六分三六・五七九三

ウの点 北緯三三度四九分三四・○五五四秒東経一三二度○六分二四 Ħ. 四七

エの点 北緯三三度四九分三五・七一八○秒東経一三二度○六分二三・二三一六

オの点 北緯三三度四九分三九・三九六一秒東経一三二度○六分二二・一二四一

カの点 北緯三三度四九分四二・六八六三秒東経一三二度○六分二八・二八二二

キの点 北緯三三度四九分四三・五○六一秒東経一三二度○六分三一・五二六一

(七) 室津(白浜・大津) 地区

1 水域

次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

2

結んだ線並びに水際線により囲まれた区域 次のウの点からトの点までを順次結んだ線、 トの点、 アの点及びイの点を順次

アの点 北緯三三度五○分三六・二九四八秒東経一三二度○九分○七・四六六六

イの点 北緯三三度四九分四九・九八四一秒東経一三二度○九分○九・○二一四

ウの点 北緯三三度四九分三七・二三三九秒東経一三二度○七分五八・七五六六

エの点 オの点 北緯三三度四九分五七・九九五二秒東経一三二度○七分○九・二八○○ 北緯三三度四九分五五・○一六八秒東経一三二度○七分○四・四二二九

カの点 北緯三三度五○分○○・八八五三秒東経一三二度○七分○九・三三九五

クの点 キの点 北緯三三度五○分○五・九七八九秒東経一三二度○七分二一・九八五六 北緯三三度五○分○三・九三六七秒東経一三二度○七分一五・三六三六

ケの点 北緯三三度五○分○七・○七五三秒東経一三二度○七分二八・二六八二

コの点 北緯三三度五〇分〇四 ·八五四七秒東経一三二度〇七分三八·一九五四

サの点 北緯三三度五〇分〇四 ·四四四七秒東経一三二度〇七分四五·一四八四

シの点 北緯三三度五○分○○・六五八九秒東経一三二度○七分五○・五七七六

スの点 北緯三三度四九分五九・五四八八秒東経一三二度○八分○三・五八二八

セの点 北緯三三度四九分五四・七九二二秒東経一三二度○八分一九・九三三八

ソの点 北緯三三度四九分五八・四八一二秒東経一三二度○八分二七・一一六○

タの点 北緯三三度五○分○○・六○五○秒東経一三二度○八分三八・九七○七

口

チの点 ツの点 北緯三三度五○分○八・五一四五秒東経一三二度○八分三九・二八○七 北緯三三度五○分一四・二四九六秒東経一三二度○八分四二・○五三○

テの点 北緯三三度五〇分一八・三七一〇秒東経一三二度〇八分四七・六七一〇

トの点 北緯三三度五○分一九・六○七○秒東経一三二度○八分五三・五五三九

 $(\vec{\mathcal{N}})$ 室津 ノ浦・志田) 地区

1 水域

2 次のアの点からエの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域 次のウの点からノの点までを順次結んだ線、 ノの点、 アの点及びイの点を順次

結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

イの点 アの点 北緯三三度五○分二二・二七六一秒東経一三二度○六分四八・七二五五 北緯三三度五○分二二・三四五六秒東経一三二度○七分○○・三五三六

ウの点 北緯三三度五一分三二・三二五九秒東経一三二度○六分三八・六七四九

エの点 北緯三三度五一分三二・五八三四秒東経一三二度〇六分五七・九七九三

オの点 北緯三三度五一分三二・六〇二七秒東経一三二度〇六分五九・四九二六

カの点 北緯三三度五一分三一・三八四四秒東経一三二度○七分○二・○二五七

キの点 北緯三三度五一分二七・八三七七秒東経一三二度○七分○四・六六五

クの点 北緯三三度五一分二五・三○九八秒東経一三二度○七分○四・六四四三

北緯三三度五一分一六・八七二八秒東経一三二度○七分○三・二七七三

ケの点

コの点 北緯三三度五一分一四・六一九八秒東経一三二度〇七分〇一・六六二〇

サの点 北緯三三度五一分○九・九五六八秒東経一三二度○七分○二・○四四五

シの点 北緯三三度五一分〇六・六九八三秒東経一三二度〇七分〇〇・二五一三

スの点 北緯三三度五一分○三・九五八六秒東経一三二度○七分○一・七七四三

セの点 北緯三三度五一分○二・八三一四秒東経一三二度○七分○六・二七八八

ソの点 北緯三三度五○分五八・三○九三秒東経一三二度○七分○六・八五四

タの点 北緯三三度五〇分五二・五九九六秒東経一三二度〇七分〇七・五〇一四

チの点 北緯三三度五○分五○・四九五三秒東経一三二度○七分○七・二八六一

ツの点 北緯三三度五○分四五・七二○六秒東経一三二度○七分○四・八六四○

テの点 北緯三三度五○分四四・二五八四秒東経一三二度○七分○三・五八一一

トの点 北緯三三度五○分四二・六九五三秒東経一三二度○七分○二・七九六○

ナの点 北緯三三度五○分四○・七七九一秒東経一三二度○七分○○・五七○八

ニの点 北緯三三度五○分三三・四八○三秒東経一三二度○七分○○・七九一三

ヌの点 北緯三三度五○分二九・八七○九秒東経一三二度○七分○○・○七二七

ネの点 北緯三三度五○分二六・八四八四秒東経一三二度○七分○一・二○三一

ノの点 北緯三三度五〇分二四 ·九一七四秒東経一三二度〇七分〇二·六三六六

(九) 1 祝島地区 水域

口

2

次のアの点からオの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

結んだ線並びに水際線により囲まれた区域 次のエの点からクの点までを順次結んだ線、 クの点、 アの点及びイの点を順次

北緯三三度四七分二一・九四七七秒東経一三一度五九分○七・二四九四

Щ

アの点

イの点 北緯三三度四七分二八・五一七六秒東経一三一度五九分一五・八四五三

ウの点 北緯三三度四七分一二・九八四○秒東経一三一度五九分四○・○二三九

エの点 北緯三三度四六分五七・七二五五秒東経一三一度五九分三六・九二五六

オの点 北緯三三度四六分五七·六八八四秒東経一三一度五九分二八·六七六〇

カの点 北緯三三度四七分○三・八五七○秒東経一三一度五九分二五・八五六○

> キの点 北緯三三度四七分一一・八二二七秒東経一三一度五九分二七・〇二六三

クの点 北緯三三度四七分一四・九九一○秒東経一三一度五九分一三・三二一○

(+)八島地区

1 水域

次のアの点からウの点までを順次結んだ線及び陸岸により囲まれた区域

2

次のイの点からケの点までを順次結んだ線、 ケの点、 アの点及びイの点を順次

結んだ線並びに水際線により囲まれた区域

アの点 北緯三三度四三分四五・七五○九秒東経一三二度○八分二八・一五二八

イの点 北緯三三度四三分四六・三三九八秒東経一三二度〇八分二七・三八三八

ウの点 北緯三三度四四分○四・四九四二秒東経一三二度○八分四五・六四七四

エの点 北緯三三度四三分五七・二五八三秒東経一三二度〇八分四四・二九五二

オの点 北緯三三度四三分五○・九八六一秒東経一三二度○八分四二・七○一四

カの点 北緯三三度四三分四八・○九二四秒東経一三二度○八分四○・七六五八

キの点 北緯三三度四三分四六・二九一一秒東経一三二度〇八分三八・五二七二

クの点 北緯三三度四三分四四・五六六二秒東経一三二度〇八分三四・三四七八

ケの点 北緯三三度四三分四五・六一四二秒東経一三二度〇八分二八・六五七一

山口県告示第九十三号

次のように改正する。 海岸保全区域の指定に関する告示 (昭和三十三年山口県告示第百五十二号)の一部を

村 岡 嗣

政

ように改める。 十八 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸志田地先海岸に関する部分を次の

海岸の名称

指定区域

山口県山口南沿岸上関漁港海岸志田地区海岸

た区域 一、四の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれ 基点一、二、三、四、 五の各点を順次結んだ線及び基点五、 補助点五の

点の位置

北緯三三度五一分三三秒東経一三二度○六分五九秒の点 基点一から一三○度三六分一六秒九一・二○メートルの点 基点二から一五○度四七分○三秒一五一・三二メートルの点

基点三から二○七度○五分四○秒一二○・九七メートルの点 基点四から二三三度三二分四九秒八三・八六メートルの点

補助点

口

県

_ の _ 基点二から一九一度三一分○五秒六七・七五メートルの点 基点一から二二四度○二分一九秒六三・○九メートルの点

四の一 基点五から三○○度一六分五九秒五三・九○メートルの点基点四から二九三度○五分二二秒七四・三○メートルの点

山

注

年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものであ 基点一の経緯度は、 (平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律

2 方位は、真方位とする。

を次のように改める。 十八の二 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸尾熊毛地先海岸に関する部分

十八の二() 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸尾熊毛地区海岸

 (\Box) 指定区域

、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区 基点一、二、三、四の各点を順次結んだ線及び基点四、 補助点四の

一 北緯三三度五一分○五秒東経一三二度○七分○○秒の点

基点一から一三六度一九分二七秒九○・六二メートルの点

基点二から一一四度一六分三五秒九一・四○メートルの点

兀 基点三から一六九度○一分二五秒一一四・○五メートルの点

補助点

_ の _ 三の一 たものである。 和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定し 法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する 基点一から一九一度五七分五五秒九一・六三メートルの点 基点四から二五八度一六分二七秒六九・六○メートルの点 基点三から二二一度一二分三六秒四八・四五メートルの点

方位は、真方位とする。

次のように改める。 十八の三 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸大川地先海岸に関する部分を

十八の三 (一 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸大川地区海岸

指定区域

一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区 基点一、二、三、四の各点を順次結んだ線及び基点四、補助点四

点の位置

基点

一 北緯三三度五〇分五四秒東経一三二度〇七分〇七秒の点

基点一から一八八度二三分一四秒一一○・八七メートルの点

基点二から一九五度一○分三○秒七九・八○メートルの点

基点三から二○七度○四分○五秒九七・○四メートルの点

補助点

<u></u>の

基点三から三一○度○九分二五秒六二・四三メートルの点基点一から二九四度○三分○七秒六二・二○メートルの点 基点四から二八五度○三分一八秒五五・一二メートルの点

注 1 和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定し 法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する 昭

方位は、真方位とする。

たものである。

十八の四 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸白浦地先海岸に関する部分を

十八の四 海岸の名称 次のように改める。

山口県山口南沿岸上関漁港海岸白浜地区海岸

指定区域

れた区域 点六の二、六の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲ま 基点一、二、三、四、五、 六の各点を順次結んだ線及び基点六、補助

点の位置

補助点 Ŧī. 基点一から六七度四四分一五秒一二九・一四メートルの点 北緯三三度五〇分〇三秒東経一三二度〇七分一五秒の点 基点五から九二度二二分四二秒四四・七九メートルの点 基点四から七八度○九分○二秒六三・五七メートルの点 基点三から七五度三○分四○秒三三・九二メートルの点 基点二から七二度一六分二三秒一○二・○八メートルの点

<u>ー</u>の 基点一から一六○度二九分五三秒二一三・四五メートルの

Щ

口

六の一 基点六から一六九度二三分〇三秒一七五・〇四メートル

六の二 基点六から一三五度四四分三六秒一三六・七八メートルの

基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する

注 たものである。 法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法 二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定し 昭

方位は、真方位とする。

十八の五 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸西大津地先海岸に関する部分

を次のように改める。

十八の五 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸西大津地区海岸

指定区域

点の位置 の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点一、二、三の各点を順次結んだ線及び基点三、補助点三の一、二

基点

北緯三二度五○分○四秒東経一三二度○八分四○秒の点 基点二から二三度一一分○四秒一四六・一七メートルの点 基点一から三五八度○二分三八秒一四六・四二メートルの点

補助点

<u>ニ</u>の 三の一 <u></u>の 和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定し 法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する 基点三から一一八度〇五分三七秒五二・八二メートルの点 基点二から一○六度五○分四七秒五八・六九メートルの点 基点一から一○八度二一分四三秒五一・□ニメートルの点

方位は、真方位とする

を次のように改める。 十八の六 山口県山口南沿岸室津漁港海岸室津地区海岸東大津地先海岸に関する部分

十八の六 (一) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸東大津地区海岸

指定区域

の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点一、二、三の各点を順次結んだ線及び基点三、補助点三の一、二

点の位置

基点

__ の __

一 北緯三三度五○分一六秒東経一三二度○八分四四秒の点

二 基点一から五七度二一分二八秒一四〇・三五メートルの点

基点二から七六度三〇分一六秒五六・九九メートルの点

基点一から一六○度一四分二九秒五八・八八メートルの点

県

る。 十九

十九

三の一

注 法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法

たものである。 方位は、真方位とする。

(--)海岸の名称

点の位置 基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 四の各点を順次結んだ線及び基点一四、補助点一四の一、一一の一、八の 一、七の一、六の一、五の一、四の一、三の一、二の一、一の二、一の一、 基点一、二、三、 指定区域 四、 五 六、 t 八、

П

北緯三三度四九分五一秒東経一三二度〇六分五九秒の点 基点一から二七○度一九分四四秒三六六・三六メートルの点 基点三から三四五度四○分五四秒四七一・七九メートルの点 基点二から二九一度四四分二六秒一三一・四九メートルの点

六 五 四 基点五から二七三度二六分四四秒七六・五一メートルの点 基点四から三二三度○八分四一秒二一八・一○メートルの点

山

九 七 基点八から二一五度五九分○二秒八五・八七メートルの点 基点七から一七三度二八分五四秒一二六・○四メートルの点 基点六から二二四度三六分○八秒一○八・二二メートルの点

 \bigcirc 基点九から二五七度三九分二六秒一六一・三三メートルの点

_ 基点一一から三二四度一九分二七秒一一五・七四メートルの点 基点一○から三二三度五七分一三秒一一七・八五メートルの点

三 兀 基点一二から二○度五四分○○秒八六・九四メートルの点 基点一三から三五五度三二分○五秒五八七・三一メートルの点

_ の _ 基点一から三二度三六分四三秒三六・九一メートルの点 補助点

基点三から一五九度四一分○一秒六二・七○メートルの点 基点二から一七五度四七分一六秒七一・四二メートルの点 三の <u>ニ</u>の の 二

基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する

二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定し

山口県山口南沿岸上関漁港海岸上関地区海岸に関する部分を次のように改め

山口県山口南沿岸上関漁港海岸本港・福浦地区海岸

注

基点一の経緯度は、

<u>ー</u>の 四の

基点一一から六三度二二分四三秒六五・九八メートルの

基点一四から八六度二七分五七秒八九・九〇メートルの点

測量法及び水路業務法の一部を改正する法律

基点八から二七五度五九分四○秒八四・二四メートルの点 基点七から二九三度一九分四○秒六四・三五メートルの点 基点六から四度四一分○三秒八三・九六メートルの点 基点五から二○度二八分五四秒六三・九二メートルの点 基点四から六四度三九分五五秒五四・五四メートルの点 基点三から四二度二○分五八秒七二・三四メートルの点

七の 六の

八の

四の

五. の

九、一〇、一一、一二、一三、一

める。

十九の二 山口県山口南沿岸上関漁港海岸蒲井地区海岸に関する部分を次のように改

2

方位は、真方位とする。

年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものであ

(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法

(昭和二十

应

十九の二 (--)海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸蒲井地区海岸

指定区域

四の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 線及び基点一○、補助点一○の一、九の一、八の一、七の一、五の一、

点の位置 基点一、二、三、四、 兀 五 基点一から三○○度二六分二八秒二一・三七メートルの点 基点二から三二二度五三分二一秒四八・五九メートルの点 北緯三三度四八分四三秒東経一三二度〇四分三〇秒の点 基点七から六一度一○分五三秒二九七・○○メートルの点 基点五から二四度二○分一二秒一○・四二メートルの点 基点三から三五七度一七分四五秒三五・一七メートルの点 基点八から七○度一六分四四秒一一七・五七メー 基点六から三九度四六分五六秒一〇八・七五メートルの点 基点四から一三度三六分○一秒四八・八八メートルの点 Ħ, 六 弋 八、九、一〇の各点を順次結んだ

基点二から三七度三五分三四秒七九・五八メートルの点

基点一から三○六度三一分五六秒一六三・○九メートルの点

0 基点九から七七度四六分一三秒八七・七七メートルの点

_ の _ 基点一から三四度○五分○四秒四八・一一メートルの点

四の 基点四から一○五度五二分二二秒五一・八四メートルの点

五 の 基点七から一二九度○五分三九秒六○・○○メートルの点 基点五から一二六度二二分一一秒五三・○○メートルの点

八の 七の 基点八から一五三度二二分五四秒五二・二二メートルの点

<u>-</u> の 基点九から一六七度五○分○六秒五二・○七メートルの点 基点一○から一六八度三六分五三秒五三・三六メートルの

注 1 和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定し 法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭 たものである。 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する

方位は、真方位とする。

十九の三 Щ 口県山口南沿岸上関漁港海岸四代地区海岸に関する部分を次のように改

山口県山口南沿岸上関漁港海岸四代地区海岸

口

十九の三

(--)

海岸の名称

 (\Box) 補助点七の一、二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって 指定区域 基点一、二、三、四、 五、六、七の各点を順次結んだ線及び基点七

点の位置 囲まれた区域

山

基点二から三五三度○七分三六秒一二○・○三メートルの点 基点一から三二九度一四分二九秒五八・七六メートルの点 北緯三三度四七分二九秒東経一三二度〇三分二一秒の点

基点三から一度二〇分一二秒六四・九一メートルの点

五. 基点四から九度○六分二五秒三七・六五メートルの点

基点五から二八度一八分五四秒二一・三五メートルの点 基点六から五七度二四分一五秒四二・三三メートルの点

七

一 の 一 基点一から六○度○一分一三秒七九・七五メートルの点

> 注 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する 基点七から一六九度二五分五七秒四五・四七メートルの点 基点二から六四度○九分五六秒六七・二○メートルの点

和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定し 法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭

方位は、真方位とする。

たものである。

改める。 十九の四 山口県山口南沿岸上関漁港海岸白井田地区海岸に関する部分を次のように

十九の四 (\longrightarrow) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸白井田地区海岸

基点一、二、三、

点六の一、四の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲ま 四、五、 六の各点を順次結んだ線及び基点六、

補助

れた区域

点の位置 基点

北緯三三度四九分一九秒東経一三二度〇四分一三秒の点

基点一から一四八度二七分五四秒二三・六一メートルの点

基点二から二三一度四一分二一秒一五七・○五メートルの点

基点三から二八五度○一分三九秒三三・五四メートルの点 基点四から二九二度三三分一四秒七三・二七メートルの点

基点五から二度五六分二七秒五五・三七メートルの点

補助点

五.

四の一 _ の _ 基点四から一五度五六分二七秒五五・八○メートルの点 基点一から三○一度二七分二六秒三五・九三メートルの点

基点六から九○度四三分四八秒四四・四四メートルの点

法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法 基点一の経緯度は、 測量法及び水路業務法の一部を改正する 韶

和二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定し

注

たものである。

方位は、真方位とする。

改める。 十九の五 山口県山口南沿岸上関漁港海岸中の浦地区海岸に関する部分を次のように

十九の五 (\longrightarrow) 海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸中ノ浦地区海岸

点の位置 線及び基点一○、補助点一○の一、八の二、八の一、七の一、六の一、 二の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 基点一、二、三、四、 五、 六、七、 九、一〇の各点を順次結んだ

 \circ 九 八 七 六 五. 基点五から二八五度四一分四八秒四四・五三メートルの点 基点一から二一七度二七分三九秒五五・八五メートルの点 北緯三三度五〇分四二秒東経一三二度〇五分一八秒の 基点七から三一一度四一分三七秒五一三・八九メートルの点 基点六から三○三度一四分一四秒一八八・九○メートルの点 基点四から二七○度二六分二二秒二七九・○六メートルの点 基点三から二六四度二○分三一秒六四・○二メートルの点 基点二から二四六度一五分二五秒三四・五六メートルの点 基点九から三二七度五八分一七秒一四七・九四メートルの点 基点八から二三三度二七分一八秒三八・二一メートルの点

補助点 六の一 八の 七の <u></u>の 基点八から三五七度○○分○五秒七三・六一メートルの点 基点七から三六度四八分二一秒五三・五〇メートルの点 基点六から三三度五一分一五秒五五・○四メートルの点 基点二から三二一度一二分二六秒五五・六六メートルの点 基点一から三三二度二六分三六秒六六・七一メートルの点

山

八の二

基点八から三四二度一三分四九秒六四・三九メートルの点

口

県

注 _ の ー 1 法律(平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法 たものである 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する 二十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定し 基点一○から五五度一七分一九秒五五・八八メートルの点

方位は、真方位とする。

める。 十九の六 山口県山口南沿岸上関漁港海岸戸津地区海岸に関する部分を次のように改

十九の六

海岸の名称

指定区域

山口県山口南沿岸上関漁港海岸戸津地区海岸

囲まれた区域 補助点四の一、三の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によって 基点一、二、三、四、 五、六、 七の各点を順次結んだ線及び基点七、

点の位置

基点一から二六八度○九分一三秒九六・七一メートルの点 北緯三三度五〇分三五秒東経一三二度〇五分五三秒の点

基点二から二八○度一七分三九秒六四・九八メートルの点

基点三から二九八度一七分○一秒二三四・六四メートルの点 基点四から三○四度二○分四四秒一六九・七九メートルの点

基点六から五度三三分三○秒五三・三四メートルの点 基点五から三二六度三八分四○秒二七・七四メートルの点

補助点

三の一 四の一 _ の _ である。 十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したもの 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法 (平成十三年法律第五十三号) による改正後の測量法 基点四から五度一二分二七秒五四・六三メートルの点 基点三から二七度一九分四九秒四七・七五メートルの点 基点一から三五九度一六分二一秒四二・五九メートルの点

注

方位は、 真方位とする。

二十 山口県山口南沿岸八島漁港海岸に関する部分を次のように改める。

(--)海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸八島地区海岸

(___) 指定区域

の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 補助点八の一、六の一、五の一、四の一、三の一、二の一、一の一、基点 基点一、二、三、四、 五 六、七、八の各点を順次結んだ線及び基点八、

点の位置

基点一から一八八度一五分四三秒二二○・八七メートルの点 北緯三三度四四分〇四秒東経一三二度〇八分四五秒の点

七 六 五 四 三 基点二から一九二度○五分○五秒二○四・六一メートルの点 基点六から二七○度○八分○六秒九○・八六メートルの点 基点五から二四八度五五分三四秒一○九・四○メートルの点 基点四から二二四度五四分五三秒九二・八三メートルの点 基点三から二○八度三三分二○秒八四・八二メートルの点 基点七から二八五度○四分一一秒七九・五七メートルの点

補助点

注 <u>ー</u>の 四の 三の 八の一 六の 五 の <u></u>の 年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したものであ 基点一の経緯度は、 (平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法(昭和二十四 基点八から一九度一九分○二秒七一・三九メートルの点 基点六から三度二二分一九秒五八・○六メートルの点 基点五から三三〇度一二分五一秒五五・七四メートルの点 基点三から二九三度三八分二一秒五六・四一メートルの点 基点二から二七四度○三分一四秒五九・五三メートルの点 基点四から三一六度五七分四八秒五五・五七メートルの点 基点一から二七三度三五分○一秒七○・三二メートルの点 測量法及び水路業務法の一部を改正する法律

方位は、 真方位とする。

口

山口県山口南沿岸祝島漁港海岸に関する部分を次のように改める。 (--)海岸の名称

山口県山口南沿岸上関漁港海岸祝島地区海岸

山

十 +

(\Box) 指定区域

基点一の各点を順次結んだ線によって囲まれた区域 八、補助点八の一、七の一、五の一、四の一、三の一、二の一、一の一、 基点一、二、三、四、 瓦 六、七、 八の各点を順次結んだ線及び基点

基点

点の位置

Ŧī. 基点二から二度一一分二五秒二八八・七八メートルの点 基点一から三三七度二五分三四秒一八○・六三メートルの点 北緯三三度四六分五七秒東経一三一度五九分二八秒の点 基点三から三一二度○四分四八秒四九・二六メートルの点 基点四から二七八度○九分三九秒二一○・七七メートルの点

基点五から二九八度○二分○○秒六○・四五メートルの点

基点七から三二二度三九分一九秒一五八・○九メートルの点 基点六から三○八度○一分○九秒一二三・二九メートルの点

- <u>ー</u>の <u></u>の 基点二から七二度五七分一四秒九二・○六メートルの点 基点一から八九度四五分一五秒九○・八○メートルの
- 三の二 四の 基点四から三三度三二分一二秒七五・五一メートルの点 基点三から一一六度三○分○二秒一一五・六八メートルの点
- 五 の 基点五から一八度四○分五九秒五八・○八メートルの点
- 七の 基点七から五六度○四分三八秒六一・三七メートルの点
- 注 八の一 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法 基点八から四九度二○分二五秒六四・九八メートルの点

である。 十四年法律第百八十八号)第十一条の基準に従って測定したもの (平成十三年法律第五十三号)による改正後の測量法

方位は、 真方位とする。



(四〇)県営奈古地区農地中間管理機構関連農地整備事業計画書の縦覧

覧に供します。 たので、 県営奈古地区農地中間管理機構関連農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定め 土地改良法 同条第七項により準用する同法第八十七条第五項の規定により、 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条の三第一項の規定により、 次のとおり縦

令和四年三月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣

政

県営奈古地区農地中間管理機構関連農地整備事業計画書の写し

縦覧に供する書類

 \equiv

縦覧の期間

令和四年三月三十日から同年四月十八日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四一) 基本測量の実施

国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、 国土交通省

令和四年三月二十九日

山口県知事

村

岡

嗣

政

作業の種類

基本測量(国土広域情報修正)

作業の地域 山口県全域

作業の期間

 \equiv

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

作業の種類 基本測量(電子国土基本図

(地図情報)

修正)

作業の地域

作業の期間 山口県全域

 \Box

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで

(四二) 公共測量の実施の終了

山

第二項の規定により、国土交通省九州地方整備局長から次のとおり公共測量の実施を終 了した旨の通知がありました。 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条

令和四年三月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

作業の種類

公共測量(空中写真測量

作業の地域

作業の期間

下関市

令和三年六月五日から令和四年二月十八日まで

四三 地の変更の届出指定構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在

より、 務所の所在地を変更する旨の届出がありました。 建築基準法 指定構造計算適合性判定機関から次のとおり構造計算適合性判定の業務を行う事 (昭和二十五年法律第二百一号)第七十七条の三十五の八第二項の規定に

令和四年三月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣

政

指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所

株式会社東京建築検査機構 東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地

二

□ 一七番一五号 福岡市博多区博多駅前二丁目一七番一五 広島市中区銀山町三番一号 東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号 東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号 東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号 東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号 東京都中央区日本橋富沢町一〇番一六号	 東京都中央区日本橋富沢町 	変更
市博多区博多駅前二丁目一市中区銀山町三番一号都中央区日本橋富沢町一〇里の一場である。	七番一六号	後
二一沢 丁号町 目 一	市博多区博多田本	変
番 一 前	二一次 目 一	更
五号号	七番一五号	前

 \equiv 変更年月日

令和四年四月一日



金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月二十九日

Ш \Box 県 公 安 委 員 会

山口県公安委員会規則第三号

金属くず類回収業に関する条例施行規則の一部を改正する規則

号)の一部を次のように改正する。 金属くず類回収業に関する条例施行規則 (昭和三十二年山口県公安委員会規則第三

別記第九号様式の表中「2.0センチェーアル」を「2.4センチェーアル」に、 「2.5セ

ソサメーアア」を「3.0

ウルメーアア」に改める。

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月二十九日

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

山 П 県 公 安 委

員 会

山口県公安委員会規則第四号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

に改正する。 山口県道路交通規則 (昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号)の一部を次のよう

小野田市新有帆町八四八の六」に改め、 別表三の項字部船木線に関する部分中「同市西宇部南三丁目一三四七の三」を 同項小野田美東線に関する部分中 「山陽

大字小野字二ノ沖五七三一の一地先まで宇部市大字船木字野田四五一の二地先から同市 を

から同市新有帆町八山陽小野田市日の出 大字小野字二ノ沖五七三一の一地先まで宇部市大字船木字野田四五一の二地先から同市 二丁の目 地先まで一世先

口

に改め、 同表五の項参宮通り線に関す

る部分の次に次のように加える。

Щ

宇部駅小野田線 高嶺中山線 同市大字中山字南ケ迫九〇の一地先まで字部市大字川上字上白石一〇三一の一地先から 大字際波字浴ケ迫七四三の字部市厚南北四丁目二〇四 二八地の 先まで一地先から同市

別表十一の項を十二の項とし、十の項の次に次のように加える

_	+
道	山陽小野田市
日の出町船越線	上木屋梅の木線
から同市日の出二丁目一六九六の二地先まで山陽小野田市日の出一丁目一七八二の二〇地先	九地先まで 一九地先まで 一九地先まで

附 則

この規則は、

令和四年四月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第八号

山口県公安委員会告示第六十三号) 施行する。 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する告示(昭和四十一年 の一部を次のように改正し、 令和四年四月一日から

令和四年三月二十九日

Щ

 \Box

県

公

安委

員

会

地、 部新庄警察官連絡所の項を削り、同表山口県周南警察署の部長穂警察官駐在所の項を削 「美川警察官駐在所」に改め、同項所管区の欄中「美川町小川」の下に「、美川町 表山口県岩国警察署の部河山警察官駐在所の項名称の欄中「河山警察官駐在所」を 大字長穂、」を加え、同表山口県山口南警察署の部鋳銭司警察官連絡所の項を削 美川町根笠」を加え、同部南桑警察官駐在所の項を削り、 同表山口県萩警察署の部萩駅前警察官連絡所の項を削る。 同表山口県山陽小野田警察署の部梶警察官連絡所及び津布田警察官連絡所の項を削 同部須々万警察官駐在所の項所管区の欄中「のうち」の下に「大字大道理、大字莇 同表山口県柳井警察署の 南

山口県公安委員会告示第九号

日から施行する。 十九年山口県公安委員会告示第三十四号) 探偵業の業務の適正化に関する法律第十三条第二項の身分を示す証明書の様式 0) 一部を次のように改正し、 令和四年四月一 (平成

令和四年三月二十九日

 \Box 県 公 安 委 員 会

Ш

様式の表中「2.5センチメートル」を「2.4センチメートル」に改める。

山口県公安委員会告示第十号

会告示第三十一号)の一部を次のように改正し、 火薬類取締法第四十三条第四項の身分を示す証票の様式(平成十五年山口県公安委員 令和四年四月一日から施行する

県

令和四年三月二十九日

Ш \Box 県 公 安 委 員

会

様式の表中 「2.5七\チメートル」を「2.4七\チメートル」に改める。

山口県公安委員会告示第十一号

四年四月一日から施行する。 様式(平成十四年山口県公安委員会告示第二十一号)の一部を次のように改正し、令和 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二十一条第三項の身分を示す証票の

令和四年三月二十九日

 \Box 県 公 安 委 員 숲

様式の

表中「2.5センチェーテン」を「2.4センチェーテン」に改める。

山口県内水面漁場管理委員会告示第一号

項の規定により、 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百二十条第一項及び第百七十一条第四 次のとおり指示する。

令和四年三月二十九日

山

口

山口県内水面漁場管理委員会

長 酒 井 治 己

指示の内容

放流し、又は遺棄してはならない コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、 (まごい及びにしきごいをいう。) を当該水域の外に持ち出し、かつ、他の水域に 次に掲げる水域においては、こ

- 成す水面 下松市の区域内の水域のうち、平田川水系に係る河川及びこれと連接して一体を
- 防府市大字西浦字沖本土手附二七九八の一地先の遊水池及びこれと連接して一体
- (\equiv) 上流の区間を除く。)及びこれと連接して一体を成す水面 佐波川水系に係る河川 (佐波川ダム堰堤から上流の区間及び島地川ダム堰堤から

- 防府市大字佐野字開作一七八五の一地先の遊水池及びこれと連接して一体を成す
- 河内川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面
- 南若川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面
- (七) 流の区間を除く。)及びこれと連接して一体を成す水面 椹野川水系に係る河川(一の坂ダム堰堤から上流の区間及び荒谷ダム堰堤から上
- 井関川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面
- ら上流の区間を除く。)及びこれと連接して一体を成す水面 厚東川水系に係る河川(厚東川ダム堰堤から上流の区間及び宇部丸山ダム堰堤か
- 壇具川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面
- 栗野川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面
- から上流の区間を除く。)及びこれと連接して一体を成す水面 掛淵川水系に係る河川(畑ダム堰堤から上流の区間、狩音ダム堰堤から上流の 有宗ダム堰堤から上流の区間、大坊ダム堰堤から上流の区間及び阿惣ダム堰堤
- 阿武川水系に係る河川及びこれと連接して一体を成す水面
- 指示の有効期間

令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで



公文書の開示の状況の公表

二年度における公文書の開示の状況を次のとおり公表します。 山口県情報公開条例 (平成九年山口県条例第十八号) 第二十三条の規定により、 令和

令和四年三月二十九日

山口県知事 村 岡 嗣 政

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況

公文書の開示の請求又は申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位

開示の請求又は申出の件数等

8,3/7 (/8)	出の件数	開示の請求又は申
6, <i>037</i> (0)	開	処
1, 767 (/3)	部分開示	理
20 (5)	非開示	
(0)	未処理	洪
393 (0)	かの 舎	淣

浜

樂 査

漸

봻 봻

(第3号)

; 459 (6) (3)

; (6% (3%) (3%) (3%)

盟

翀

亷

難

(第 4 号)

悉 摸

成

齓

稚

氲

_ 82

亩

 \succ

Ħ

(第2号)

報

Щ

口

備老 (2) 実施機関別の内訳 () 内は、前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。

(単位 件)

総																										
 監機関の区分 表又は申 出の作数 開示 部分開示 非開示 総合企画部 7/1 675 32 676 677 88 41 688 41 689 42 42 43 43 44 49 49 40 40		内会水	瀬整 戸安	日委本員	以	迸	拠回	公	潤		1 .	麥	議			#						出			K	#
出の体数 開 示 部分開示 非 開 示	1 .	面漁	内具	海金	田	便	徽	安	桓	411		加						観光化部						絝	JE 17%	至 蔡
出の体数 開 示 部分開示 非 開 示		場管	道区	区産産	椺	俶	*	朱女	MAI	椺		俶		ᅖ			l .	スポ						綫	Ξ	題 の
出の体数 開 示 部分開示 非 開 示	1	埋委	漁業	業調			些		ላ ለ					,		l		1 "						,,,	[X.
特数	琳			整	AI>	NÞ.	Am	dk (\d\p	NÞ.	ИÞ	ИÞ		E	喍	喍	X	兴	惑	些	뺭	퍉	뺭		
特数														7,		<i>‡</i> ;	,								出る	開本示了
開 示 部分開示 非開示 46 247 / 1 675 32 0 675 32 0 675 32 0 675 32 0 675 88 (4) 181 88 (4) 181 88 (4) 181 89 0 181 89 0 183 1.347 844 1 29 0 5.663 1.347 (4) 5.663 1.347 (4) 5.663 1.347 (4) 5.663 1.347 (4) 65 53 1/7 20 0 0 0 0 0	/52	0	0	0	0	0	(3)8	0	Cu	C _T	2/4	124	67	(74)	78		244	∞	32	$\frac{3}{2}$	282	0	7//	3/ ₁	件数	の計画
示 部分開示 非開示 46 247 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	+																									
 ・ 部分開示 非開示 247 / (2) 32 0 688 (4) 8 / (2) 7 32 0 8 (4) 8 / (4) 9 0 1.347 / (4) 8 0 7 0 9 0 0 0 														5,6		င္ပ	7.						6			\ \sigma
1	09	0	0	0	0	0	07	0	2	0	33	65	675 0 0 182 182 183 173 341 444 444 444 445 663			82 88				46	宗	処				
1																							部			
1	4						(30	30				C ₇		/, 34 (/0	N	84	Co.			59				24 (2	分開	
	_	0	0	0	0	0	00	0		2	57	Ci	~	<u></u>	9	#	7	Cu	∞	28 30 0				0.0	케	曲
	0	0	0	0	0	0		, 0	0		0		0	(1)	0		Co.	0	_	£	0	0	0			
	+																									栄
0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	0	0	0	0	0	0	£5	0	0	0	0	_	0	54	0	50	_	0	0	0	cu	0	0	0		
7																									N	
														_												況
20000080036478885年8334280428	2	0	0	0	0	0	<u>پ</u>	0	0	Cu	6/	#	7	80	5	14/	8	Cu	#	32	Š	0	#	23	他	

# 4	□▷	地方
<u> </u>	計	地方独立行政法人
<u> </u>	8,3/	\
	7	్ _ట
-	6,037	
1 5 1 7	', 767 (/3)	0
	(5)	S_
- E	/00	0
1	393	_

90		(#) 0	(G) 		(第/号)	粪	疝	樂	愁	⇒	祱
ᅖ		非 開 示	部分開示	部分	区分	国の国	理由	ない	をしない	開示	
年	(単位						内訳	里由の	開示をしない理由の内訳	ルをに	3) 開
	である。	前年度末に未処理であったものの件数であり、いずれも外数である。	であり、い	のの件数	であったも	:処理`	未に未	f年度:	() 内は、前	() [離光
393		/00	(5)	/, 767 (/3)	6, 037		8, 3/7 (/8)	000	<u>=</u> #		□⊳

備兆

 $\Box \triangleright$ 揻 仁 漕

世

餕

墨

鄉

贏

難 類 難 봻

(第8号)

0

0

0

± IIII

, 222 (/8)

928

Ņ . 250 27)

 $\Box \triangleright$ 議 \mathcal{L}

 $\overline{\text{diff}}$ 運

点

黑 胍

瘊

贏

(第7号) (第6号) (第5号)

25

C) \sim

87 3

139

政

 $\bar{\bar{\mathbb{H}}}$

- 「開示をしない理由の区分」欄の() 内は、山口県情報公開条例第//条の号名である。
- ものの件数であり、いずれも外数である。 「部分開示」欄、「非開示」欄及び「合計」欄の () 内は、前年度末に未処理であった
- 分開示の件数と非開示の件数との合計件数より多くなっている。 事案により複数の開示をしない理由に該当するものがあるため、合計件数は、(1)の表の部
- 不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況

不服申立て又は不服の申出の件数及び処理状況は、次のとおりです。

(単位

(半)

(/8) 0	の件数認容・	大器の田王丁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
0	一部認容	THICKLY
60	棄却	ē
60	期	
	2	A H
90	-	7
		Ŧ,
		州
97		
((0)	þ	日本を

画水 () 内は、則年度末に番鱼中であったものの件数であり、いずれも外数である。 令和四年三月二十九日発行令和四年三月二十九日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県所